

# 火災でり災された方へ

## 火災調査について

- 今後の火災予防のため、出火原因や損害状況を調査いたしますので、御協力をお願いします。
- 火災現場には、消防・警察の火災調査が終了するまで立ち入らないでください。
- 貴重品の取り出し等を行いたい場合は、必ず消防職員または消防署へ連絡し、立会いのもとで行ってください。
- 火元の関係者の方には、消防署において火災の状況などを質問させていただく場合があります。

## 消防本部での手続きについて

### り災申告書の提出について

- り災申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるもので、次の3種類があります。
  - ◇ 不動産り災申告書
  - ◇ 動産り災申告書
  - ◇ 車両・船舶・航空機り災申告書
- り災申告書は、火災による損害状況を把握するために提出してもらうもので、火災保険とは直接関係ありませんが、この申告書の提出がなければ、火災でり災したという証明書（り災証明書）の円滑な発行ができない場合があります。
- り災申告書は、火災調査時等にお渡ししますので、すみやか（り災した日から概ね7日以内）に海部南部消防本部（署）に提出して下さい。

### り災証明書の発行について

- 「り災証明書」は、火災に遭われた方が市役所や保険機関などに各種届出や証書などの再交付申請等をする際に、提出を求められる場合があります。
- り災証明書の発行は、消防本部予防課窓口で手続きをします。窓口でお渡しする所定の用紙に必要事項※を記入し、1通につき200円の手数料とともに申請をしてください。
  - ※ 提出先の名称を記入していただきますので、事前に名称を確認しておいてください。（例 ○○○○保険株式会社、全国○○協同組合連合会 など）
- 証明書の発行手続きは、平日の午前8時30分から午後5時15分までですが、申請書の記入や証明書の作成等がありますので、なるべく午後4時30分までには来署して下さい（土曜日・日曜日・祝日は発行できません）。
- 発行手続きは、本人又は親族が直接行って下さい。代理人（親族以外）の場合は、依頼人の委任状が必要です。

お問い合わせ先 愛知県海部郡飛島村大宝5-182  
海部南部消防本部予防課 予防係  
電話 0567-52-3143（直通）